

年金記録確認山形地方第三者委員会(第1回) 議事要旨

1. 日 時 平成19年7月13日 14時00分から16時10分
2. 場 所 山形地方合同庁舎2階法務局会議室
3. 出席者
(委員会) 設楽委員長、山本委員長代理、土屋委員、長谷川委員、渡部委員
(委員会事務室) 佐々木所長、赤坂室長、羽鳥次長、佐藤主任調査員、設楽調査員、五十嵐調査員、佐野調査員、武田調査員、中村調査員
4. 主な議題
 - (1) 委員長互選
 - (2) 山形行政評価事務所あいさつ
 - (3) 委員長あいさつ
 - (4) 委員の自己紹介
 - (5) 委員長代理の指名
 - (6) 委員会の運営について
 - (7) 委員会の所掌事務、権限等について
 - (8) 年金記録確認の手続等について
 - (9) 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針について
 - (10) その他
5. 会議経過
 - (1) 設楽委員が委員長に互選された。
 - (2) 山形行政評価事務所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

皆様方には、地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、厚く感謝申し上げます。

去る、6月11日、総理から総務大臣に対し、「年金記録の確認について、ご本人の立場に立って、申立てを十分汲み取り、様々な関連資料を検討し、年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置していただきたい」との指示があった。これを受け、6月25日に、総務省本省に、「年金記録確認中央第三者委員会」が設置され、また、年金記録の確認に係る個別具体的な申立てについて、審議・検討し、あっせん案の作成を行う「地方第三者委員会」が、7月12日から全国50か所で発足する運びとなった。

年金制度に対する信頼の回復は、極めて重要な課題であり、申立てをされる方々にとっては、ご自身の年金額に関わる重大事で、この委員会の果たす役割は大変重要な

ものと認識している。

今後は、真面目に年金を納付された方々の視点に立って、そうした方々が報われるべく、活発な御審議・御検討をいただきたい。

(3) 設楽委員長から以下の趣旨のあいさつが行われた。

年金記録確認の問題は国民にも身近な問題で、国民の関心も極めて高く、このたびの社会保険庁の問題を通じて、年金の不信が行政への信頼低下につながっている。

国民の目線から公平・公正な判断を下すことで、一刻も早く国民の信頼を回復していくことが当委員会の使命であると考えており、委員の皆様のご協力を得て、この職務を全うしたい。

(4) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、山本委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則案が事務局から説明され、案のとおり決定された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。

一方、議事要旨を作成し、公開するほか、報道機関からの求めがある場合は、原則として、委員長から会議終了後、記者発表を行うこととした。

- ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(5) 山形地方第三者委員会事務室から、委員会の年金確認の手續等について、年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針案について説明があった。

説明後、総務省の定めた基本方針及び中央委員会でのあっせん事例を踏まえて、議論を尽くした上で結論を出していくことを確認した。

次回の開催については、申立ての受付状況をみて、日程調整をし決定することにした。